

性犯罪に関する刑法改正を求める意見書

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、その心身に長年にわたって多大な苦痛を与え続ける悪質重大な犯罪である。平成29年（2017年）には、刑法の性犯罪規定について、強姦罪を強制性交等罪として定義を広げ、法定刑の下限を引き上げるなど、およそ110年ぶりに大幅な改正が行われた。

しかし、令和元年（2019年）には被害者の意に反する行為だと認定されながらも無罪とされる判決が相次ぐなど、現行の規定でも不十分であることが指摘されている。また、改正法の附則には、「施行後3年を目途として」施策の在り方を検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとされている。

よって、国におかれては、下記の点を踏まえた性犯罪に関する刑法規定の見直しに取り組むよう強く要望する。

記

- 1 強制性交等罪の「暴行・脅迫要件」を見直し、被害者が恐怖等により抵抗できない場合、被害者が若年者である場合等に、適切な処罰が行われるよう、抜本的な刑法改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月19日

熊本県議会議長 池田和貴

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
法務大臣	上川陽子様
内閣官房長官	加藤勝信様
国家公安委員長	小此木八郎様
内閣府特命担当大臣	丸川珠代様

（男女共同参画）